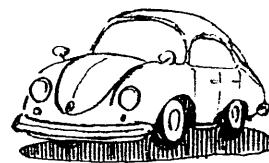


# 社会保障制度の改善



(西ドイツ)

## 予防給付の実施

疾病保険改正法は7月1日から発効するが、連邦労相Walter Arendtは、早期に医師の診断を受ける機会が新たにできたことを国民に報せ、定期に何度もこれを利用することを訴え、この新法は健康保障の新時代の始まりであることを強調した。

4歳以下の幼児260万人は、心身の発達を妨げる病気の早期発見のため医師の診断を受けることができるようになったし、30歳に達した婦人1,600万人はがん検診を毎年受けることができるようになった。45歳以上の男子750万人についても同様である。

被保険者はそれぞれの疾病金庫から証明書を貰い、それを医師に提示して、無料で検診を受ける。医師の選択は自由である。

がんは依然として人類の悩みであるが、早

期に発見さえすれば、多くの場合治癒できる。従って定期検診が必要であり、どこも悪くなくても医師を訪れて健康診断を受けねばならない、とArendtは説明する。

医師はその診療行為を合理化して、健康診断にも手をひろげられるよう努めねばならない。健康な者でもそうでなくとも、長い待ち時間を我慢するのは大変なことである。非金庫医も医療給付をする機関も予防診断を行うことができる。この点で自由診療医と金庫医組合及び公的保健活動の医師との間で協定し相互に通報をするようにすることが望ましい、とArendtは言っている。自分の繩張りを争うようなことをしてはならない。ギヤにはオイルが必要なので、砂ではないのだ、と。

Arendtはまた疾病金庫が被保険者に個々に

よく説明し、指導すべきであるとしている。一方、連邦地区疾病金庫連盟議長Horst Ruegenbergは、これが成果をあげるか否かは何よりも先ず医師の態度にあると言い、このため十分な数の医師がそろっていることと、各医師がこの新しい試みを正しく、遅れることなく実施することが決定的なことだと述べている。

連邦疾病金庫医師会では、非金庫医も必要な資格さえととのえば、予防診断に参加できるようになることを約束しており、恐らく多くの医師が協力してくるはずで、これを排除する理由は全くない、と述べている。

*Die Welt, 1 Juli, 1971.*

## 小額年金引揚げ案

連邦政府のスポーツマンAhlersは7月16日、小額年金生活者の収入を高める法案を表明した。この新しい法律は、Ahlersの言葉によると、小額年金の組織的改善のためのもので、労働省では次のねらいがあるという。

1. 被保険者期間35年の勤労生活を終えて社会年金を受けているが、それが著しく低

額のものは、「組織的割増」(Struktur-Zuschlag) を受ける。

2. このうち特に恩恵を受けるのは、特殊な業務のため俸給の減額を受けねばならなかつたか、または一部現物給にさせられていた女子、もしくは低い賃金の部門で働いていた男子就業者である。

3. 法案では一般的に最低年金制をとるのではなく、小額年金生活者に個人的改善をはかることとする。

4. これと同時に自営業者にも年金保険を開放する。

5. Ahlers の言葉によると、この改正は厳密に財政能力の枠内にとどめ、年金保険の安定を脅かさないようにする。これは1972年にはまだ発動しない。

年金改正とかその他の案件で当面連邦議会と参議院の間で意見が一致せず、両院協議会が開かれる等しているが、1972年からの年金改正について——政府は6.3%の上昇を考え、連邦参議院は11.3%の年金調整を望んでいる——この争いは政府の見込みではまだしばらく続く模様で、さらに両院協議会にかけられ

るものとみられる。このような状態のため、12月からの改正年金の支払いは遅れる見込みである。

*Die Welt, 17 Juli, 1971.*

### 年金引上げ計画

連邦労相 Walter Arendt は7月23日連邦参議院で、年金は1973年約9.5%，また1974年には10.5%引上げられることを表明した。これにより年金改革の行なわれた1957年に比し、1974年まで約3倍となるはずである。同日連邦参議院は1972年1月1日付の比較的小額の年金調整を承認した。この結果1967年の不況の影響は最終的に片附くこととなる。

CDU/CSU(キリスト教民主、社会同盟)では、連邦参議院を支持して、1970年とそれ以前の年金は6.3%だけでなく、計画外に11.3%引き上げ、また1971年からの年金は、1973年初頭から上がることになるので、4.7%の付加を考えるべきであると主張した。

これに対して Arendt 労相の意見では、年金調整は長期的にみてゆくべきもので、変更はすべて長期的には年金生活者にマイナスの

影響を及ぼすという。すなわちいま付加をしても財政困難な時期には削除される危険があるのである。従来の年金調整が安定していることこそが年金の恒常的增加の最大の保証であろう。

近日中に各邦(ラント)に送達されることになっている Arendt の改正法案の第一のねらいは、これまで長い勤労生活を続けているのに、低賃金であったため小額の年金しか受けられない年金生活者の状態を改める、ということである。

そのほか法の内容として考えられている点として次のものがある。子どもの教育のために仕事を続けることができなくなった婦人の年金改善、可働的老齢限界の導入、職業活動を行ないえない主婦、自営業者、自由職業の者をはじめとする、さらに広い範囲の社会層に対する年金保険の開放、である。

*Die Welt, 24 Juli, 1971.*

(安積銳二 国立国会図書館)